

# 市川市被災住宅修繕支援事業

令和元年台風第15号及び第19号並びに同年10月25日の大雨（以下、「台風等」という。）により被災した市内の住宅の屋根又は外壁等の修繕工事を行う方へ、予算の範囲内で費用の補助をします。

## ◆受付期間

令和2年3月16日（月曜）から令和2年9月8日（火曜）まで

## ◆申請窓口

市川南仮設庁舎 1階 街づくり推進課（電話：047-712-6327）  
（住所：市川市市川南 2-9-12）

り災証明の判定結果が「半壊」または「一部損壊」であることが必要です。  
※り災証明の発行は、納税・債権管理課へお問い合わせください。

## ◆補助対象者

（すべての条件を満たすこと）

- ・現在、市川市に住民登録している方
- ・自らの資力では住宅の修繕工事を行うことができない方
- ・市税等を滞納していない方

## ◆補助金の額

補助対象工事に要する費用の  
20%（上限50万円）  
（1住宅につき、1回に限る）

## ○このような工事が対象です （工事例）

- ・瓦が飛んだので、瓦を固定する
- ・瓦が飛んだので、屋根全面を軽い屋根材に葺き替える
- ・外壁が破損したので、新たに耐震補強をして、外壁を直す

※屋根等が壊れたことによる雨水の浸水被害の天井、壁の補修も対象となります

※修理に伴う足場の費用、撤去費用、処分費用も対象となります

## ◆補助対象住宅

（すべての条件を満たすこと）

- ・補助対象者が市川市内に所有し、自ら居住している住宅
- ・台風等により被災した市内の住宅等（店舗等併用住宅は自己が居住する部分に限る）

## ◆補助対象工事

（すべての条件を満たすこと）

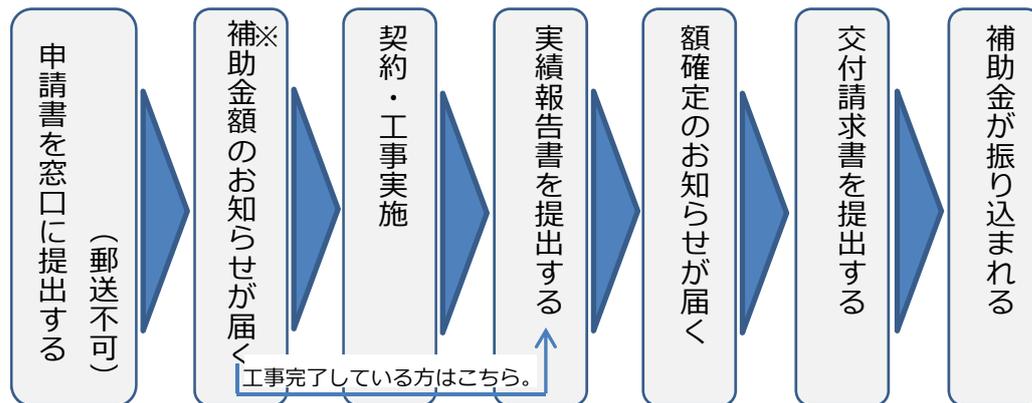
- ・屋根又は外壁等を修繕する工事（ただし、災害救助法による応急修理の範囲）
- ・令和元年9月9日（月）以降に着手したもの
- ・対象となる修繕工事に要する費用が10万円以上のもの

工事が完了していても対象となります

## ✕このような工事は対象となりません （工事例）

- ・物置、車庫、カーポート、門、塀の補修
- ・網戸、はね出しバルコニー等の補修
- ・家具や家電製品の交換
- ・屋根置き型太陽光パネルの補修
- ・空き家、店舗、事務所の補修

◆**手続きの流れ** ※交付決定は6月下旬以降の予定となりますので、ご了承ください。



◆**必要書類** ※市公式 Web サイトより、各書式のダウンロードができます。

**【申請時】**

- ・チェックシート
  - ・申請書「様式第1号」
  - ・り災証明書の写し
  - ・資力に係る申出書「様式第2号」
  - ・見積書「様式第3号」
  - ・耐震性等の向上に資する補修確認書「様式第4号」
  - ・修繕工事前のカラー写真
  - ・修繕工事予定箇所がわかる図面
- (・住民票の写し等、住民であることを確認する書類※) } ※申請書の同意欄の  
(・納税証明書等、滞納が無いことを確認する書類※) } 記入により、省略可  
(・住宅の所有を確認する書類(登記事項証明書、等)※)

**【実績報告時】**

- ・実績報告書「様式第6号」
  - ・修繕工事の契約書の写し※
  - ・修繕工事の領収書の写し※
  - ・修繕工事後のカラー写真※
- } ※申請時にすでに工事完了している場合は、申請時に提出してください。

※**注意事項**

- ・本制度は、1住宅につき1回限りです。

◆**申請窓口 お問い合わせ先**

市川南仮設庁舎 1階 街づくり推進課

(電話：047-712-6327)

(住所：市川市市川南 2-9-12)

(<http://www.city.ichikawa.lg.jp/cit02/1111000096.html>)

※こちらの QR コードから市公式 Web サイトへアクセスできます。

